

博物館施設使用 許可・変更許可 申請書

狭山市立博物館 指定管理者
アクティオ・東急コミュニティー共同事業体

申請者 団体名
代表者氏名
連絡先

狭山市立博物館施設使用に係る取扱基準第4条の規定により、次のとおり申請します。

使用施設	<input type="checkbox"/> 研修講義室 定員 50名 (1階) <input type="checkbox"/> 会議室 定員 20名 (1階) <input type="checkbox"/> まいまいホール (1階) (入館料の納付を要する) <input type="checkbox"/> 茶室 定員 10名 (2階) (入館料の納付を要する)		
使用期間	年 月 日 曜日から 年 月 日 曜日から	自 時 分 至 時 分	
使用の目的			
予定人数	人	駐車場使用台数	台
担当者名	内線・電話		
使用条件 (1) 使用目的が博物館の設置目的に沿う場合及び行政機関が直接使用する場合に、博物館事業に支障のない範囲において使用を許可する。 (2) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。 (3) 所定の場所以外において火器を使用しないこと。 (4) 許可を受けずに展示品の模写又は撮影をしないこと。 (5) 募金若しくは図録の販売又はこれに類する行為をしないこと。 (6) 担当者は使用期間中、使用する施設に常駐し、管理すること。展示のために使用する場合は、設営及び撤収の作業の間、担当者が常駐すること。なお、荷物・展示物・持ち込み備品類・貴重品・金品類等は使用者の自己責任で管理することとし、博物館内における盗難・紛失・破損等については原因を問わず、博物館は一切の責任を追わないものとする。 (7) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。			
※印欄は、記入しないでください。		※申請番号	※受付印